

# 2021年度事業報告

〔2021年4月1日から2022年3月31日まで〕

2021年度は、コロナ禍の長期化で、経済活動が正常化せず、回復の道筋が不透明であるなか、事業活動においては、業務のオンライン化・リモート化を推進し、生産性の維持、顧客や労働金庫ニーズの把握に努め、業態の系統保証機関としての役割発揮に向け、第8期中期経営計画の初年度として、「柔軟」「スピード」「チャレンジ」をキーワードに3点の基本戦略に沿って諸課題を遂行しました。

「基本戦略1」に掲げた「信用保証事業を通じた共生社会の実現」では、非対面ニーズに対応したWeb完結型保証審査「マイプラン」に「無担保保証書貸付」の取扱いを加え、お客さまの利便性向上に資するサービスの提供を拡大しました。

また、中央労福協や労働金庫業態との連携を図り、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた方々の支援に向け、勤労者生活支援特別融資制度等の返済猶予の受付期間延長、利用限度額の拡大を図りました。

さらに、核家族化や少子高齢化が進行するなか、勤労者との生涯取引につなげるため、リバースモーゲージの保証制度をリコース型からノンリコース型に改めました。

「基本戦略2」に掲げた「業態の系統保証機関としての更なる役割発揮」では、保証業務各級会議等を通じて、労働金庫および労働金庫協会、連合会との意見交換を実施し、今後の保証制度や審査手法の見直し等への展開を進めました。

Web完結型に関する保証審査では、効率化・スピードアップを目的としたAIによる保証審査の実現を目指し、モデルの構築を進め、実用化の実現が可能となりました。また、今後、労働金庫業態の融資事務の効率化に向けたAIの活用について検討することとしました。

また、保証制度については、保証収支の維持、制度運用の適正化のため、マイプラン借換や生協組合員向け保証料率の優遇に係る制度を見直しました。

加えて、個人ローン初期与信モデル（有担保・無担保・カード）のモニタリングを継続し、労働金庫の信用リスク管理業務を支援しました。また、有担保ローン審査モデルにおける予測精度の低下等が認められたことから、審査モデルのチューニングに着手しました。

「基本戦略3」に掲げた「持続可能な経営基盤の構築」では、新型コロナウイルス感染症拡大、日本労信協内クラスターを発生させないために、緊急対策会議を適宜開催し、感染拡大防止策を実践して、在宅勤務を併用したなかでの事業課題の遂行に努めました。

構築を進めた新基幹システムは2021年5月に稼働し、統合したデータベースにより保証債務の信用リスクの分析の高度化を可能としました。今後、分析結果を労働金庫と共有するとともに、

保証制度の適正化に向けた検討に活用します。また、構築ベンダーを労働金庫連合会と同じくし、業態システムとの連携基盤を整えました。

業務においては、手順の最適化に加え、二次開発による機能の改善により品質向上を図りました。

人材育成については、教育研修計画に基づき実施したほか、専門的能力の向上に向けて求められる能力の基準を可視化する基準表を作成しました。

また、組織風土の確立に向けて、職員の意向調査を踏まえ、働きやすい職場づくりのための取り組みを行ったほか、総労働時間削減等各種行動計画に係る取り組みが評価され、「健康経営優良法人 2022」の認定を受けました。

さらに、地域労(勤)信協からの事業譲受については、労働金庫および地域労(勤)信協と連携し、具体的なスケジュール化も含めて諸課題の対応を進めました。

このように、第8期中期経営計画の名称とした『NEXT STEP ～次なる飛躍に向けて～』の第一歩となる初年度の計画を確実に遂行し、中期経営計画完遂に向け、進展させました。

【2021 年度主要計数計画の達成状況】

※補助金付事業の実績を除く (単位：百万円、%)

	計 画 値 ①	実 績 値 ②	差 異 ②-①	達成率等 ②/①	前年度比 (増減率)	
						前年度実績
新規保証引受	1,830,336	1,918,311	87,975	104.8	△0.2	1,921,779
無担保	340,441	393,810	53,369	115.7	9.9	358,234
有担保	1,489,894	1,524,500	34,606	102.3	△2.5	1,563,545
保証債務残高	13,897,957	14,017,207	119,250	100.9	3.1	13,597,195
無担保	1,274,548	1,291,542	16,994	101.3	4.1	1,240,344
有担保	12,623,409	12,725,665	102,256	100.8	3.0	12,356,851
決算保証料	22,983	23,129	146	100.6	0.3	23,061
無担保	7,124	6,952	△171	97.6	△0.9	7,018
有担保	15,859	16,176	317	102.0	0.8	16,043
代位弁済	22,432	21,756	△675	97.0	2.1	21,303
無担保	7,397	7,347	△49	99.3	2.3	7,182
有担保	15,035	14,408	△626	95.8	2.0	14,120
延滞率※ <sup>1</sup>	0.10	0.09		△0.01	0.00	0.09
求償権回収金	11,800	13,197	1,397	111.8	12.5	11,733
無担保	2,000	1,835	△164	91.8	△1.1	1,854
有担保※ <sup>2</sup>	9,800	11,362	1,562	115.9	15.0	9,878

※1 延滞率については達成率や前年度比に増減幅 (ポイント) を記載。

※2 求償権回収金の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

1. 主要計数概況 ※ 補助金付事業の実績を除く。( ) 内は達成率等。

(1) 保証引受等の状況

① 新規保証引受

コロナ禍における経済活動が再開されたものの、コロナ前の状況までの回復には至らず、住宅・自動車をはじめとする各業態において、建材・半導体不足による工期・納期の延長による契約の伸び悩む状況下において、労働金庫の融資伸張の取組みにより、無担保が前年度比+9.9%、有担保が前年度比△2.5%となり、全体としては前年度比△0.2%、計画値を879億円(104.8%)上回る1兆9,183億円となりました。担保区分別の内訳については、無担保が3,938億円(115.7%)、有担保が1兆5,245億円(102.3%)となりました。

② 保証債務残高

新規保証引受が計画値を上回ったことにより、1,192億円(100.9%)計画値を上回り、前年度比+3.1%の14兆172億円となりました。担保区分別の内訳については、無担保が1兆2,915億円(101.3%)、有担保が12兆7,256億円(100.8%)となりました。

### ③ 決算保証料

無担保が前年度比 $\Delta 0.9\%$ の69億52百万円(97.6%)となったものの、有担保が前年度比 $+0.8\%$ の161億76百万円(102.0%)となり、全体としては計画値を1億46百万円(100.6%)上回る231億29百万円となりました。

## (2) 代位弁済等の状況

### ① 代位弁済

労働金庫の債権回収の取組みとともに、勤労者生活支援特別融資等の各種制度の利用効果により、計画値を6億75百万円(97.0%)下回り、前年度比 $+2.1\%$ の217億56百万円となりました。担保区分別の内訳については、無担保が73億47百万円(99.3%)、有担保が144億8百万円(95.8%)となりました。

代位弁済率は、前年度から変動なく0.16%となり、担保区分別では、無担保は0.58%(増減なし)、有担保は0.01ポイント減の0.11%となりました。

### ② 延滞率

保証債務の延滞残高が前年度末比1億82百万円減少したことにより計画を0.01ポイント下回る0.09%となりました。

## (3) 求償権回収金等の状況

### ① 求償権回収金

中古不動産市場の需要増加や、リモート環境での効果・効率的な回収業務が定着したことにより、無担保が前年度比 $\Delta 1.1\%$ となったものの、有担保が前年度比 $+15.0\%$ となり、全体としては前年度比 $+12.5\%$ 、計画値を13億97百万円(111.8%)上回る131億97百万円となりました。

担保区分別の内訳については、無担保が18億35百万円(91.8%)、有担保が113億62百万円(115.9%)となりました。

### ② 償却金額・求償権残高

償却金額は、前年度比 $\Delta 3.9\%$ の101億34百万円となり、貸倒引当金より87億63百万円、債務保証損失引当金より13億58百万円をそれぞれ充当し、残りの13百万円については2021年度の貸倒損失として処理しました。

求償権残高は、前年度比 $+1.4\%$ の770億95百万円となり、担保区分別では、無担保が177億47百万円、有担保が593億48百万円となりました。

## 〔参考：補助金付事業の実績〕

### （１）保証引受等の状況

#### ① 新規保証引受

技能者育成資金融資制度、求職者支援資金融資制度および北海道限定となる就職促進資金融資制度の３事業について行っており、前年度比＋16.6%の２億２０百万円となりました。

#### ② 保証債務残高

前年度比△11.3%の１９億２百万円となりました。

### （２）代位弁済等の状況

#### ① 代位弁済

前年度比△26.3%の１２百万円、代位弁済率は、0.63%となりました。

#### ② 返済免除

就職促進資金融資制度のみの取扱いであり、７件、１百万円となりました。

### （３）求償権回収金等の状況

#### ① 求償権回収金

前年度比△31.5%の２７百万円となり、償却求償権回収金については交付要綱に従い、補助金の返納処理を行いました。

#### ② 償却金額

償却金額は、前年度比＋49.0%の２７百万円となりました。

なお、返済免除および償却金額については交付要綱に従い、補助金として受け入れました。

## 2. 決算報告

### (1) 経常増減の部

#### ① 経常収益

経常収益は264億1百万円となり、前年度より2億63百万円増加しました。

増加の主な要因は、受取損害金が2億円、保証料が66百万円増加したことにあります。

#### ② 経常費用

経常費用は165億45百万円となり、前年度より8億34百万円増加しました。

増加の主な要因は、貸倒引当金繰入額が7億70百万円減少した一方、債務保証損失引当金繰入額が1億87百万円、ソフトウェア減価償却費が7億6百万円、保全管理費が8億75百万円増加したことにあります。

#### ③ 当期経常増減額

当期経常増減額は98億56百万円となり、前年度より5億71百万円減少しました。

### (2) 経常外増減の部

当期経常外増減額は△19百万円となりました。

### (3) 当期一般正味財産増減額

以上のことから、当期一般正味財産増減額は98億36百万円となり、前年度より5億91百万円減少しました。

## 3. 社員および基本財産等の状況

### (1) 社員

当年度末の社員は、13労働金庫、6労(勤)信協、労働金庫連合会の20で増減はありません。

### (2) 基本財産および特定資産

定款第41条(基本財産および保証基盤安定化積立資産の積み立て)に基づき、以下のとおり基本財産および保証基盤安定化積立資産へ積み立てました。

当年度末の基本財産は、保証限度率が75%となるよう当期一般正味財産増減額から37億31百万円を繰り入れた保証積立資産1,210億5百万円と寄付金積立資産36億9百万円をあわせて、1,246億14百万円となりました。

また、特定資産は、当期一般正味財産増減額から41億5百万円を繰り入れた保証基盤安定化積立資産913億90百万円と退職給付引当資産4億20百万円、役員退任慰労引当資産59百万円をあわせて、918億70百万円となりました。

## 4. 課題の遂行状況

### 〔基本戦略1〕信用保証事業を通じた共生社会の実現

#### 1. 多様化する勤労者ニーズにあわせた保証・サービスの提供

##### (1) 労働金庫等との意見・情報交換を通じた勤労者ニーズの継続的な調査・研究

保証業務担当各級会議や労働金庫との個別協議を通じて、勤労者のニーズを把握し、保証制度の改善につなげました。

また、しんきん保証基金、全国農協保証センターと、三団体連絡会議を新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮のうえ開催し、保証制度や事業環境に関する意見交換を実施しました。

##### (2) 多様なライフスタイルにあわせた保証の提供

核家族化や少子高齢化が進行するなか、勤労者との生涯取引につなげるため、リバースモーゲージの保証制度をリコース型からノンリコース型に改めました。

##### (3) お客さまの利便性向上に資するサービスの提供

① 新たな融資申込チャンネルとして、Web完結型保証審査（無担保保証書貸付）のサービスを、2021年9月より3金庫（東北、北陸、九州）にて取扱いを開始し、2022年4月より開始する3金庫（東海、静岡県、長野県）の導入に向けた対応を進め、6金庫に拡大しました。

② 夜間も取扱い可能でお客さまの利便性が高いコンビニエンスストアにおける新たな入金チャンネルを調査し、スマートフォンを活用したサービスの導入に向けて検討を進めました。

#### 2. 勤労者の経済的再生に向けた柔軟な対応

##### (1) お客さまの状況に寄り添った丁寧かつ柔軟な対応

① 勤労者生活支援特別融資制度の保証を通じ、勤務先企業の合理化や倒産等により収入が減少した勤労者や離職者に対する支援を継続して実施しました。

② 代位弁済したお客さまの現況を丁寧に聴き取り、経済的再生を念頭に置いて弁済方法を提案しました。また、物件処分による債務圧縮が必要な場合には、関係者との折衝等を丁寧に進めました。

##### (2) 災害復興に向けた継続的な支援

災害救援ローンの保証や、被災地の労働金庫・弁護士会と連携し自然災害ガイドラインに基づく適切な事務手続きを行い、お客さまの生活再建を支援しました。

### **(3) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けたお客さまの支援**

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したお客さまの返済猶予の受付期間を2022年3月31日まで延長するとともに、勤労者生活支援特別融資制度の生活資金の限度額を200万円に拡大し、金庫の円滑な対応を支援しました。
- ② 自然災害ガイドライン（コロナ特則）の制度の趣旨に則って適切に対応しました。また、新型コロナウイルス感染症に伴う代位弁済のモニタリングを実施するとともに、自然災害ガイドライン運営委員会等から受領した資料を活用し、金庫からの問い合わせに係る支援を実施しました。

## **3. SDG sをはじめとした社会的課題への取組みと社会貢献活動の推進**

### **(1) 中期経営計画を通じたSDG sへの貢献**

第8期中期経営計画は、2030年に向けたSDG sや労働金庫業態が目指す「金融包摂」への取組みにおいて、労働金庫業態の系統保証機関としてこれまで以上に役割を發揮していくための重要な3ヵ年であり、第8期中期経営計画の実践が日本労信協の理念の具体化やSDG sの達成に貢献することをディスクロージャー誌にて発信しました。

### **(2) 国や自治体との提携融資の保証を通じた役割発揮**

- ① 国や自治体との提携融資に係る保証事務および各種申請手続き等について、保証条件や要領・要綱に則って適切に対応しました。
- ② 国や自治体からの要請事項については、労働金庫協会・連合会・個別金庫と連携し、融資限度額の引き上げや資金使途の拡大に対応しました。

### **(3) 中央労福協・労働金庫業態との連携による労働者福祉運動への参画**

- ① 中央労福協主催の会議等に参加し、奨学金問題や新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた方々の情報収集に努め事業運営に反映しました。
- ② 労働者自主福祉運動の強化・発展のため、次代を担うリーダー等の人材育成を目的として、連合大学院への寄付等を通じて教育文化協会の活動を支援しました。

### **(4) CSR活動への積極的な取組み**

新型コロナウイルス感染症の影響で、労働金庫連合会が開催する「ろうきん森の学校」への新入職員・内定者等の派遣は見送りとなりましたが、食のセーフティネットの役割を担うフードバンク団体に対する備蓄品入替に伴う寄贈や、古本等の売り上げによる寄付を行う団体を通じてCSR活動に取り組みました。



## 〔基本戦略2〕業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

### 1. 業態戦略に資する競争力と優位性のある保証制度の策定と改善

#### (1) 労働金庫業態の事業計画と歩調をあわせた保証制度の構築

- ① 労働金庫協会・連合会との意見交換を実施し、事業計画課題の平仄を合わせて、各課題への取組みを進めました。また、労働金庫からの要望や照会事項の共有を行い、円滑な制度運用に努めました。
- ② 労働金庫連合会の検討するeKYC（電子による本人確認）の導入状況を確認しながら、eKYCや電子契約に関する情報を収集し、今後の検討を進めました。

#### (2) 変動保証料制度の適正な運用

2021年度から審査基準を追加した労働金庫の能動的な信用リスクコントロールを支援するため、審査基準の追加・変更等を労働金庫に検討いただくための推定代位弁済率の試算ツールを提供しました。

### 2. 信用リスク管理の高度化による保証制度の適正化

#### (1) 信用リスク計測水準の維持・向上

有担保ローン審査モデルのモニタリングにおいてAR値（予測精度）の低下や予実の乖離が認められたことから、有担保ローン審査モデルのチューニングを行うことを労働金庫連合会・労働金庫と確認し、着手に向けた準備を進めました。

#### (2) 効率的な審査手法および信用リスク管理高度化の取組み

2021年7月に株式会社三菱総合研究所を委託先としてAI保証審査の構築を進めました。構築したAI保証審査モデルは、従来の人間の審査を99%以上再現できており、実用化の実現が可能となったことから、2022年度に個人信用情報の重複判定プログラムの改修と併せてWeb完結型保証審査システム（RANSシステム）への実装を進めることとしました。

#### (3) 保証引受基準や保証料率の適正化

- ① 保証業務担当各級会議における論議を踏まえ、2022年度よりマイプラン借換を常設の制度に改めるとともに、一定水準の保証収支を維持するため、3年に1度、過年度の代位弁済率に応じて金庫毎にマイプランの保証料率を見直す仕組みを導入しました。
- ② 生協組合員向け保証料率の優遇措置の取扱いについては、未組織と生協組合員の延滞率・代位弁済率に有意な差が無い現状を考慮し、保証業務担当各級会議にて協議し、2024年度末をもって優遇措置を解消することとしました。

### 3. 労働金庫の融資事務に資する施策の展開

#### (1) Web完結型保証審査の拡充等による労働金庫の融資事務堅確化・効率化支援

- ① Web完結型保証審査（無担保保証書貸付）の開始に合わせ、書類のアップロード機能を新規構築し、お客さまから提供を受けた年収確認書類画像等を労働金庫職員および当協会職員がダウンロード可能とすることで、業務の堅確化・効率化を図りました。
- ② Web完結型保証審査（カードローンおよび無担保保証書貸付）における代弁申請手続きに必要な書類を簡素化するとともに、公印の押印省略等により金庫事務の効率化を図りました。

#### (2) 効果・効率的なリスク分析環境の整備

- ① データ分析ツール（Qlik Sense）を用いた代位弁済の傾向分析手法や、最新の代位弁済実績に基づく傾向分析資料を保証業務担当各級会議に報告し、労働金庫の信用リスク管理業務を支援しました。
- ② 個人ローン初期与信モデル（有担保・無担保・カード）のモニタリング結果を労働金庫連合会主催の融資部会を通じて労働金庫に報告し、全報告書を金庫専用サイトより提供しました。

#### (3) 労働金庫の融資審査・債権管理業務に役立つ情報提供

保証業務担当実務者会議にて、代弁・保証審査における特徴的な事例の共有を図るとともに、業務委託先調査において、融資審査や債権管理上の留意事項を実例に基づき情報共有しました。また、労働金庫から要請を受け、研修会の講師を務めました。

### 〔基本戦略3〕持続可能な経営基盤の構築

#### 1. 新基幹システムの定着と安定稼働

##### (1) 業務フローの最適化、機能の最大活用

構築を進めた新基幹システムは2021年5月に稼働し、統合したデータベースにより保証債務の信用リスクの分析の高度化を可能としました。今後、分析結果を労働金庫と共有するとともに、保証制度の適正化に向けた検討に活用します。また、構築ベンダーを労働金庫連合会と同じくし、業態システムとの連携基盤を整えました。

業務においては、新基幹システムやBIツールを利用した業務の習熟や、継続的な手順の最適化に加え、二次開発による機能の改善により業務の品質向上を図るとともに、新基幹システムのコンセプトに沿って債権回収業務の体制見直しを試行的に行い、業務効率化に向けた対応策の検討を進めました。

## (2) 安定稼働に向けた保守管理体制の構築

保守管理体制を構築し安定稼働を図りました。特に、稼働当初は監視を強化し、故障によってお客さまや労働金庫へ影響を及ぼさないよう対応を進めました。また、稼働後の改修や運用・保守状況についてはベンダーと合同で開催する月次定例会等にてモニタリングを行いました。

## 2. 業務改革の推進

### (1) デジタルシフトの対応および推進

- ① AIの活用によるWeb完結型保証審査の自動化に向け、AI保証審査モデルの構築・チューニングを行い、効率化実現が可能となりました。また、業務をRPA化し、効率化・堅確化を図りました。
- ② 各種レポートやセミナー等を通じたITの活用方法や最新の動向に関する情報収集に加え、AI-OCRによる事務作業の堅確化に向けて、ベンダーとの協議やサービスの試用を行い、業務展開について検討を進めました。

### (2) 業務改善による生産性の向上

各部室による改善活動により、業務処理水準のレベルアップおよび業務の効率化や職員の資質向上につなげました。また、業務改善提案制度にて集約し、優秀な改善策の表彰や好事例を共有化し業務改善意識の醸成を図りました。

## 3. 安定的な新規保証引受と確実な求償権回収

### (1) 選択され、利用される保証制度の構築

労働金庫のニーズを踏まえて、リバースモーゲージの保証制度をリコース型からノンリコース型に改めました。また、AI保証審査の活用による労働金庫業態の融資業務効率化の方向性を、保証業務担当役員会議を通じて労働金庫と共有しました。

### (2) 求償権の内容分析による効果・効率的な回収

コロナ禍の状況を踏まえ、求償権ごとに案件内容を精査したうえで適切な回収方針を策定し、効果・効率的な回収を行った結果、計画値を上回る回収金額を達成しました。

### (3) 地域労(勤)信協からの円滑な事業譲受と新規保証引受

- ① 新潟労信協からの事業譲受については、基本合意書に基づき、譲受に向けた事務手続きやデータ移行に関する諸課題について、新潟ろうきんおよび新潟労信協と連携し対応を進めました。
- ② 北陸3労(勤)信協については、北陸ろうきんおよび北陸3労(勤)信協と連携し、事業譲受に係る具体的なスケジュールを含めた前提条件の整理を進めました。

## 4. 将来の日本労信協を担う人材の育成・確保とディーセント・ワークの実践

### (1) 人材戦略の確立と実践

- ① 「2021年度日本労信協教育研修計画」に基づく各種プログラムのほか、ジョブローテーション、金庫出向を通じて人材育成を実践しました。また、中央機関における人事の全体最適を目指し、中央機関合同による採用活動を行いました。
- ② 専門的能力の向上に向けて、人事評価の目標設定時の目安となる「基準表」を策定し、担当業務（専門的能力）において求められる能力の基準を可視化しました。また、「基準表」活用のためのマニュアルの策定および動画研修を実施し職員の理解促進を図りました。
- ③ 障がい者が安心して働ける職場環境整備のために、定期的にヒアリング等を実施し、コミュニケーションを図りました。

### (2) 労働金庫業態の方針に基づく日本労信協の組織風土の確立に向けた取組み

- ① 職員の意向調査を踏まえ、働きやすい職場づくりのために役員・部室長による意見交換を実施し、改善策の検討を行いました。
- ② 「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく行動計画（2019～2021年度）により、ノー残業デーや年休取得強化月間等を実施し、総労働時間の削減に向けた取組みを実施しました。また、健康経営宣言に基づき策定された行動計画の取組内容が評価され、「健康経営優良法人2022」の認定を受けました。

### (3) 多様な働き方に向けた対応

- ① 定年延長に向けては、中央労使の協議状況を踏まえ中央機関で連携し、課題の整理を進めました。業態統一の高年齢者雇用政策が整理されるまでの時限的措置として、定年再雇用者のコース設定を見直しました。
- ② コロナ禍における感染拡大防止対策として、在宅勤務を継続実施しました。

## 5. 優良保証機関としての健全性の確保

### (1) 安定した経営と効率的な事業運営

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う勤務形態の変化に対応する監査手法として、リモート環境を活用した打合せ・ヒアリングを取り入れ、監査品質の確保を図りました。
- ② 安否確認訓練を実施し、自然災害をはじめとする緊急時連絡手段としての運用定着化を図りました。また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策会議を適宜開催し、役職員の安全確保および感染拡大防止策を図り、感染リスクを低減しながら事業継続態勢を整備しました。
- ③ 基幹システム稼働に伴い、効率的な事業運営に向け、組織体制および業務分掌の見直しを行いました。
- ④ 予算編成方針に基づき、各部室と調整・連携し、事業計画等を踏まえて策定した予算に沿って適切な経費執行に努めました。

- ⑤ 労働金庫会館建設に向け、基本方針に則って労働金庫協会・連合会と協議を行いました。
- ⑥ 保守期限が到来するハードウェア・ソフトウェアについてリプレースやバージョンアップを進め、対応を完了しました。また、各システムのハードウェア・ソフトウェア等の保守期限を考慮し、2025年度までのシステムリプレース実施時期をとりまとめました。

## (2) コンプライアンス経営の実践

- ① 「2021年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、コロナ禍における在宅勤務の状況下においてもリモート環境を効果的に活用しつつ確実にプログラムを実行しました。
- ② 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、求償権等のスクリーニングや預金保険機構による特定回収困難債権買取制度案件に係る月次点検、および暴力団追放運動推進都民センター主催のセミナーへの参加等により収集した情報の共有等を通じて、反社会的勢力との関係遮断に継続して努めました。

## (3) 内部管理態勢の強化

- ① 内部統制システムの目的を達成するため、従前の内部統制システムの枠組みの一つとしていた「業務プロセスにおける各種の重要リスクに係る内部統制」を切り離し、「2021年度内部統制システム実施計画」に基づき「全社的内部統制」に焦点を据えた新たな運用に取り組みました。

また、内部統制システムにおける業務の効率性および意思決定の迅速性を企図し、2022年度より内部統制統括会議を廃止することとし、関連規程等を整備しました。

- ② リスク管理統括会議を四半期に一度開催し、リスク資本やリスクリミット等の設定、リスク量のモニタリング、および統合的リスク管理の状況把握・評価を行いました。

また、2022年度よりリスク管理統括会議は、半期に一度の開催とし、インシデント発生の際は機動的に協議するよう要領を変更しました。

2021年度より開始したオペレーショナルリスクの新たな管理方法については、マニュアルを整備し、運用の定着化を図りました。

- ③ 「2021年度IT統制アクションプラン」に基づき、各関係部室が適切な機能分担のもとルールに基づき着実にプロセスを実行できるよう、会議の出席、資料の閲覧、月次モニタリング・ヒアリング等を通じて適正性の確認を行いました。
- ④ 事務過誤・不祥事・ハラスメントのない職場環境を目指し、各種取組みを実施しました。また、事務過誤発生においては、再発防止策等を定め、業務遂行態勢の改善を図りました。特に、課題となるコミュニケーションの向上と基本的行動の再徹底を全社的に周知しました。

以 上

## 内部統制システムにかかる体制整備の決議および運用状況の概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 4 項第 5 号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条に規定する「一般社団法人の業務の適正を確保するための体制整備」への対応として定めている「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、実効性のある内部統制システムの体制整備ならびに運用に努めた。

[2021 年度内部統制システムにかかる体制整備および運用状況]

「内部統制システムに関する基本方針」に基づく 2021 年度内部統制システムの体制整備および運用状況について、評価部門による検証・評価を終え、日本労信協全体および部門・組織レベルにおいて内部統制システムが有効に機能するための仕組みや体制が整備されていることを確認し、第 280 回理事会（2022 年 3 月 30 日）において以下のとおり報告した。

### 1. 「理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備

代表理事および業務執行理事等の計 5 回に亘るコミットメントの発信等による「理事が率先して取り組むコンプライアンス態勢の確立」を図るほか、「理事会規程」に基づき計 8 回の理事会を開催し、理事間の意思疎通および業務執行の相互監視を実施した。

また、反社会的勢力への対応として、反社会的勢力との取引をはじめとした一切の関係遮断を行った。

監事は理事会へ出席したほか、監事監査基準に基づき内部統制として代表理事へヒアリングを行い、理事の職務執行が法令もしくは定款違反のおそれがないことを確認した。

### 2. 「理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」の整備

理事の職務執行にかかる情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会の議事録および稟議書等）の作成および保存・管理は、諸規程等に基づき適正に実行した。

また、代表理事等の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」として計 7 回報告した。

### 3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の整備

リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」を 4 回、「内部統制統括会議」を 2 回、および「コンプライアンス統括会議」を 3 回開催した。第 280 回理事会では、業務の効率性および意思決定の迅速性の向上を企図し、「内部統制統括会議」を廃止することについて決議した。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、「緊急時危機管理対応基本規程」等に拠り緊急対策会議を 19 回開催し、役職員の安全確保および感染拡大防止に向け、感染リスクを低減しながら事業継続を行う態勢を整備した。

なお、期中に発生した大規模な自然災害（6 件）について、全職員へ情報共有を行うほか、全役職員に対する安否確認訓練を行った。

### 4. 「理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の整備

経営にかかる重要な政策等は常任理事会における議論を経て執行決定を行うこととし、規程

に基づき計 15 回の常任理事会を開催し付議事項および報告事項について議論を行った。その結果を理事会へ報告し、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進めた。

#### 5. 「職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備

研修等を通じて「コンプライアンス・マニュアル」等を職員へ周知・徹底した。また、職員の職務執行に際して基になる規程等および各種契約等についてリーガル・チェックを実施し、契約書・規程内の不整合や関連規程と管理細則との不整合等の指摘を行い、その指摘が反映されていることを確認した。

職員が、法令違反等コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムを整備し、申告された通報（2 事案）については、コンプライアンス統括責任者に報告したうえで、各部室等と連携し対応した。

また、職員の職務執行について法令および定款への適合性を確認するため、内部監査部門（監査室）による内部監査を 3 部に対し実施し、法令および定款等に抵触した事案がないことを確認するほか、業務の円滑化および不正過誤の未然防止・早期発見を目的とした「自己検査」を実施した（第 450 回常任理事会にて実施状況を報告、点検・指導内容について監査室へ別途報告）。

#### 6. 監事および監事会事務局職員に関する事項

日本労信協は、監事会が制定した規程等に基づき日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命し、監事会事務局職員は、監事より監査業務に必要な指示命令を受け、監事の職務の補助に当たった。

常勤監事は理事会および常任理事会に出席するほか、リスク管理統括会議等にオブザーバーとして出席し、意見を述べた。また、監事会は会計監査法人と円滑なコミュニケーションを行い、積極的に情報交換を実施した。

---

---

## 内部統制システムに関する基本方針

[第 272 回 (2021. 3. 29) 理事会改定、2021. 4. 1 実施]

### I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 4 項第 5 号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

### II 内部統制に関する体制の整備

#### 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針

として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

- (2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。
- (3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。
- (4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。
- (5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

## 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。



- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
    - (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。
5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
    - (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。
    - (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。
    - (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。
6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  
監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。
7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - (1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
    - (2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。
    - (3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
    - (1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

(2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

---

---

**[参考資料]** ※ 補助金付事業の実績を除きます。

第1表 保証引受状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
	件数	金額	件数	金額	構成比		件数	金額	期首比	
					件数	金額			件数	金額
無担保	228,298	393,810	2,817,117	1,291,542	100.00	100.00	2,974	51,198	0.1	4.1
組 織	181,257	317,046	2,541,715	1,086,887	90.22	84.15	▲21,177	27,910	▲0.8	2.6
未組織	47,041	76,764	275,402	204,654	9.78	15.85	24,151	23,287	9.6	12.8
有担保	75,029	1,524,500	805,521	12,725,665	100.00	100.00	10,140	368,814	1.3	3.0
組 織	40,869	828,104	514,391	7,915,659	63.86	62.20	▲681	80,172	▲0.1	1.0
未組織	34,160	696,396	291,130	4,810,006	36.14	37.80	10,821	288,641	3.9	6.4
合 計	303,327	1,918,311	3,622,638	14,017,207	100.00	100.00	13,114	420,012	0.4	3.1
組 織	222,126	1,145,150	3,056,106	9,002,546	84.36	64.22	▲21,858	108,083	▲0.7	1.2
未組織	81,201	773,160	566,532	5,014,660	15.64	35.78	34,972	311,928	6.6	6.6

第2表 代位弁済・延滞状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	代位弁済				延滞			
	件数	金額	代位弁済率		件数	金額	延滞率	
			件数	金額			件数	金額
無担保	4,774	7,347	0.17	0.58	804	1,185	0.08	0.09
組 織	4,007	6,438	0.16	0.60	679	1,041	0.08	0.10
未組織	767	909	0.29	0.48	125	143	0.09	0.07
有担保	757	14,408	0.09	0.11	729	11,452	0.09	0.09
組 織	326	6,016	0.06	0.08	360	5,536	0.07	0.07
未組織	431	8,392	0.15	0.18	369	5,916	0.13	0.12
合 計	5,531	21,756	0.15	0.16	1,533	12,638	0.09	0.09
組 織	4,333	12,455	0.14	0.14	1,039	6,577	0.08	0.07
未組織	1,198	9,301	0.22	0.19	494	6,060	0.11	0.12

(注) 保険付保証の代位弁済(1件、469万円)は除外した。

第3表 求償権状況

表3-1

(単位：件、百万円)

区 分	期中回収 (求償権元金)	期末償却		期末求償権残高	
	金額	件数	金額	件数	金額
無担保	1,428	2,495	5,003	17,803	17,747
有担保	8,959	499	5,131	6,091	59,348
合 計	10,387	2,994	10,134	23,894	77,095

表3-2

(単位：百万円)

期中回収 (求償権元金以外)	
区 分	金額
償却求償権	135
受取損害金	2,606
譲受償還益	67
合 計	2,809

第4表 引当金繰入額の算出

【貸倒損失】

(単位：円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
2021年度償却金額 10,134,992,108	2020年度末までの代弁	貸倒引当金	8,763,467,800	過年度貸倒引当金から 充当
	2020年度末までの保証引受 かつ2021年度期中代弁	債務保証 損失引当金	1,358,180,034	過年度債務保証損失 引当金から充当
	2021年度期中保証引受 かつ2021年度期中代弁等	未引当	<b>13,344,274</b>	<b>2021年度 貸倒損失</b>

【貸倒引当金】

(単位：円)

2020年度 貸倒引当金	2021年度 償却金額	2021年度 貸倒引当金繰入額	2021年度 貸倒引当金
(A) 通常 44,909,204,358	(A) 通常 8,763,467,800	(A) 通常(*) 9,282,126,601	(A) 通常 45,430,879,041
(B) 東日本大震災 525,153	(B) 東日本大震災 0	(B) 東日本大震災 ▲ 525,153	(B) 東日本大震災 0
44,909,729,511	8,763,467,800	<b>9,281,601,448</b>	45,430,879,041

※ 繰入額 = 当年度貸倒引当金 - (前年度貸倒引当金 - 当年度償却金額)

※ 表内の(\*)は、上記計算による繰入額から過年度償却の取消金額(3,015,882円)を控除した額を記載。

※ 東日本大震災の被災求償権に対する特別な貸倒引当金は引当額が少額になったことにより、戻入し、貸倒引当金繰入額と相殺した。

【債務保証損失引当金】

(単位：円)

2020年度 債務保証損失引当金	2021年度 償却金額	2021年度 債務保証損失引当金繰入額	2021年度 債務保証損失引当金
114,746,044,013	1,358,180,034	<b>1,783,130,307</b>	115,170,994,286

※ 繰入額 = 当年度債務保証損失引当金 - (前年度債務保証損失引当金 - 当年度償却金額)

第5表 出捐団体一覧

団体名		出捐金額
労働金庫	北海道労働金庫	227,100
	東北労働金庫	274,200
	中央労働金庫	720,800
	新潟県労働金庫	142,100
	長野県労働金庫	120,800
	静岡県労働金庫	260,400
	北陸労働金庫	133,800
	東海労働金庫	238,000
	近畿労働金庫	556,800
	中国労働金庫	255,200
	四国労働金庫	122,060
	九州労働金庫	427,900
	沖縄県労働金庫	26,400
	計	3,505,560

(単位：千円)

団体名		出捐金額
労(勤)信協	北海道労信協	1,000
	新潟労信協	780
	静岡勤信協	4,720
	富山勤信協	810
	石川労信協	810
	福井労信協	1,010
	計	9,130

労働金庫連合会	31,000
脱会社員等	63,310

合計	3,609,000
----	-----------

第6表 役職員の状況

	2020年度末	2021年度末
役員	18名(うち常勤5名)	18名(うち常勤5名)
理事	15名(うち常勤4名)	15名(うち常勤4名)
監事	3名(うち常勤1名)	3名(うち常勤1名)
職員	110名	116名
合計	128名	134名

## 第7表 会議の概要

### 1. 社員総会

開催年月日	会議名	議案
2021/6/29	第52回定時社員総会	[報告事項] ○第7期中期経営計画総括および2020年度事業報告・計算書類 ○第8期中期経営計画および2021年度事業計画 [決議事項] ○基金返還の件

### 2. 理事会

開催年月日	回次	審議事項等
2021/4/23	第273回	○2021年度コンプライアンス・プログラム(案) ○【基幹システム再構築】本番適用承認 ○新基幹システムの保守運用契約 ○2020年度事業報告(素案)
2021/6/2	第274回	○2020年度決算に係る資産査定・引当金の算出結果 ○第7期中期経営計画総括および2020年度事業報告・計算書類等(案) ○役員処遇に関する諸規程の改定(案) ○第52回定時社員総会の議事運営(案)
2021/6/29	第275回	○執行役員の再任(案) ○2021年度会計監査人との監査契約締結
2021/7/30	第276回	○役員報酬委員会の設置および関連規程等の制改定(案) ○役員報酬委員会の委員選任 ○後楽森ビル定期建物賃貸借契約の更改 ○2020年度監事監査所見への対応方針(案) ○A I保証審査モデルの構築に向けた委託先の選定および今後の進め方等
2021/9/29	第277回	○「役員賠償責任保険」の保険料負担割合の変更 ○(公社)教育文化協会への寄付金支出 ○資産査定および償却・引当規程の改定(案)
2021/11/29	第278回	○2022年度事業計画(骨子案) ○資産査定および償却・引当規程の改定(案)
2022/2/28	第279回	○基幹システムの稼働・開発状況報告および2022年度開発対応の進め方 ○2022年度基幹システム運用保守費用 ○「役員住宅貸与規程」および「役員帰宅交通費取扱細則」の制改定(案) ○2022年度事業計画(一次案) ○「業務方法書」の改正(案)
2022/3/30	第280回	○2022年度内部監査計画(案) ○2022年度内部統制システム実施計画(案) ○内部統制統括会議の廃止および関連規程等の改廃(案) ○「2020年改正個人情報保護法」に伴う関連規程等の改定(案) ○「役員賠償責任保険」の継続加入 ○2022年度事業計画(最終案) ○2022年度IT統制アクションプラン(案)

### 3. 常任理事会

開催年月日	2021年	4/15 (444回)	4/21 (445回)	5/19 (446回)	5/28 (447回)
		6/16 (448回)	7/14 (449回)	8/18 (450回)	8/31 (451回)
		9/16 (452回)	10/20 (453回)	11/18 (454回)	12/15 (455回)
	2022年	1/19 (456回)	2/17 (457回)	3/16 (458回)	

第8表 主要制度改定等

内 容	
2021年	
9月	○Web完結型保証審査（無担保証書貸付）のサービス開始
11月	○保証業務取扱規程の改定
2022年	
2月	○業務方法書の改正 ○保証業務取扱規程および関連要領の改定（リバースモーゲージの商品性見直し等） ○マイプラン借換の制度化に向けた条件整備 ○生協組合員向け保証料率の見直し